

大和田敢太著 『労働者代表制度と 団結権保障』

信山社
2011年、303p

中島正雄

Masao Nakajima

京都府立大学 公共政策学部 / 教授

本書は、労働法を専攻されている大和田敢太・滋賀大学経済学部教授が既発表の諸論文を再構成してまとめあげられた著作であり、大和田教授のこの間のご研究の集大成である。

本書の研究テーマとその意義

本書に記載されている研究は、労働行政分野の各種委員会・審議会等における労働者代表の選出方法、とりわけ労働委員会における労働者委員の選任方法を対象としている。研究テーマは、これらの労働者代表の選出方法の実態を明らかにするとともに、「公平性・客観性・公開性」という選出基準に照らして、問題点や課題を解明することである。

こうした研究は、今日の日本の労使関係の実態とのかかわりで、きわめて重要な意義を有しているが、そのことを正しく認識するには、少なくとも次の二点について、予備知識が必要であろう。

一つは、労働委員会制度と労働者委員の選任の実情についてである。労働委員会は、不当労働行為の救済や労働争議のあっせん・調停・仲裁などを行う行政機関であり、国の機関として中央労働委員会が、都道府県の機関として都道府県労働委員会が設置されている。労働委員会は使用者委員、労働者委員および公益委員の三者で構成されるが、労働者委員は、労働組合の推薦に基づいて、内閣総理大臣（中央労働委員会の場合）または都道府県知事（都道府県労働委員会の場合）が任命することになっている。

労働者委員の選任の実情を見ると、選任方法や選任基準が明らかでなく、具体的な人選をめぐる紛争が生じている。すなわち、労働者委員が連合の推薦する者で独占されていたことから、全労連が任命の公正さを問題にし、全労連の推薦者を排除しないよう求めて裁判を提起するに至っている。判決の中には、任命権者に裁量権の逸脱があったとして、任命の違法性を認めたものもある（福岡地裁2003年7月18日判決）。しかし、任命は、あくまで任命者の自由裁量に委ねられるとされ、選任方法や選任基準は依然として明らかにされないままになっている。選任の実態を明らかにし、「公平性・客観性・公開性」の原則に則った選任方法・基準を確立することは、労働委員会が労使の信頼に支えられた制度として十分にその役割を果たしていく上で、重要な課題となっているのである。

もう一つ、予備知識として必要なのは、労働組合の代表機能と日本の労働組合の特殊性についてである。ヨーロッパをはじめとして、世界の労働組合の主流は、同一の産業で働く労働者（失業者を含む）が企業の枠を超えて結集する産業別の労働組合である。産業別組合は、使用者団体と全国レベルや地域レベルで団体交渉を行い、労働協約を締結する。労働協約は、組合員のみならず、未組織労働者を含む当該産業で働く労働者に広く適用される。このようにして、労働組合はすべての労働者を代表する機能を果たしているのである。これに対して、日本の労働組合は、世界的にも希

な企業別組合である。企業の正社員で組織される企業別組合は、企業間競争に巻き込まれて、労働条件を規制する力も弱く、組合員の利益代表として行動するものの、非正規労働者などの非組合員が抱える問題については関心が低い。日本の労働組合が全労働者を代表する組織へと脱皮することの必要性が、以前から叫ばれているところである。

本書の研究対象とする各種委員会・審議会等における労働者代表は、組合員の利益代表ではなく、一般の労働者を代表する者という位置づけを与えられている。労働組合の推薦にもとづく労働者代表の選出手続きを公開された適正なものとし、委員会や審議会を活性化させることは、労働組合の機能を変化させ、その発展を促すであろう。本書の研究テーマには、実は、このような日本の労働組合運動の再興に向けたシナリオが秘められているのである。著者の着眼点には、するどいものを感じる。

本書の構成

本書は、5つの章で構成されている。

第1章「労働者代表制度の動向と課題」では、最初に、種々の行政分野における労働者代表制度の現状が示されている。そして、制度の根本問題として、委員の選任基準や選任過程が不明確であり、非公開であることが指摘されている。立法構想として打ち出されている「代表性認定選挙」制度は興味深い。

第2章「ILOにおける労働者代表制度と団結権保障」では、まず、ILOの三者構成(加盟国の代表が政府、使用者、労働者の各代表で構成されること)の意義と労働者代表の意義が明らかにされている。近時、労働組合の組織率の低下を理由に、三者構成原理が空洞化しているとの主張がなされているが、これに対して、著者は、「歴史的教訓は、

…労働者代表の選定方法を団結権保障に即した形に改め、三者構成原理を尊重したから、労働組合の組織化が進んだ」ということであって、空洞化の主張は逆転した発想であると批判している。卓見である。次いで、ILO設立時の日本の労働者代表選出問題について、歴史的考察がなされている。考察を通じて、労働者代表の選出は、団結権保障と労働組合の自主性の尊重が不可欠の前提であり、これらを具現化したものでなければならないこと、したがって、「選任方法・基準の公平性・客観性・公開性の原則」は団結権保障に由来する原則であることが説かれている。

第3章「労働行政における労働者代表の選出のあり方」は、労働委員会以外の各種の審議会等(最低賃金審議会、労働政策審議会など)における労働者委員について、推薦制度の意義を確認した上で、選出の実態と課題を明らかにしている。特筆すべきは、実態を解明するために、著者自身が、情報公開法にもとづく行政文書の開示請求を行い、行政文書の不存在・不開示の決定には、異議申立てを行い、争っていることである。開示された行政文書の分析により選出の実態が解明され、著者が異議申立人として提出した意見書、厚生労働省の理由説明書、情報公開審査会(現「情報公開・個人情報保護審査会」)答申書の内容を通じて、選出手続の問題状況と課題が明らかにされている。

第4章「労働委員会委員の選出制度の実態と課題」では、労働者委員のみならず、公益委員、使用者委員についても、選任の実態と問題点の解明が、①既存の全国調査、②著者が情報公開条例を活用して全都道府県に対して行った開示請求による調査、③厚生労働省の諸文書に基づいて行われている。選出制度の課題について、著者は、情報開示に消極的な厚生労働省の対応に関連して、

「労働者代表の推薦制度は、労働者が自らの代表を選出し、その代表を通じて労働条件の維持・改善や権利の擁護を実現するために、労働行政に参加する権利を保障するという根源的な価値を具体化したもの」であり、そのために労働組合の推薦行為として具体化されていること、したがって、「労働者の権利としての労働組合による労働者代表推薦制度は、その権利性から帰結する原則として公開性を認められなければならない」ことを説得的に論じている。

第5章「労働組合法と情報化：サイバーレイバーローの可能性」は、労働者代表制度を直接扱ったものではないが、インターネット時代における労働組合の代表権能と代表活動のあり方を検討するものとして収録されている。「サイバーレイバーロー」とは、評者の理解では、「インターネットの利用を労働者・労働組合の権利として保障する労働法」といった意味になろう。インターネットを活用した労働者の国際的な連帯活動やインターネットを基盤に設立されたオランダの労働組合の事例などが紹介されている。また、「サイバーレイバーロー」を現実化していくための理論的課題が提示されており、争議行為について、「表現の自由」を理念とする意思表示型争議行為を理念型とすべきであるとの指摘が注目される。

本書の特長

本書の特長を要約的に述べると次のとおりである。

第一に、研究テーマの設定の的確さである。労働委員会の労働者委員等の労働者代表制度をめぐる問題は、労働法の分野ではこれまであまり取り上げられてはこなかった。本書は、団結権と労働者の参加権の保障の観点から、労働者代表制度に明確な位置づけを与え、しかも、その充実・活性化

に労働組合運動の発展の契機を見出している。今日の日本の労働組合運動に求められている課題を的確に見抜いたものである。

第二に、調査方法のユニークさと調査に要した絶大な労力である。著者は、労働者代表の選任の実態を明らかにするために、情報公開制度や不服申立制度を最大限に活用している。調査に要した時間と労力が並大抵のものでなかったことは、容易に想像しうる。「体当たり」の研究であり、感服する次第である。

第三の特長は、これまでほとんど公表されることのなかった労働者代表の選任の実態が、その一部であるとはいえ、著者の調査活動を通じて明らかにされ、収録されていることである。本書は、資料としての価値も高い。

第四の特長は、新たな理論的・実践的課題が提起されている点である。「公平性・客観性・公開性」の原則に則った労働者代表の選任方法と選任基準の確立、「代表性認定選挙」の構想、労働組合による推薦制度の権利性の明確化、インターネット時代の労働組合運動のあり方、争議権論の再構成など、興味深い課題がいくつも提示されている。

最後に、著者の大和田教授を良く知る者の一人であると自認している評者としては、教授のお人柄と真摯な学問態度が本書の特長によく表れていると感じる。教授は、労働組合に関わる集団的労働関係法を、一貫して、粘り強くかつエネルギーに研究されてきた。フランスをはじめとする諸外国の労働事情に精通し、幅広い国際的視野を体得しておられる。また、時代の流れを読む鋭い感覚と豊富な知識をお持ちである。本書は、このような大和田教授の手によって生まれるべくして生まれた秀作である。

